

# 水道料金が4月1日から変わります！

上下水道は皆さんが生活するうえで欠かすことのできない大切なものです。町では将来にわたり安定した給水を継続するため、料金体系の見直しを検討し、料金改定を決定しましたのでお知らせします。

## なぜ、料金を改定するのか

### 家事用の水道料金について

家事用料金については、直近の水道事業の経営見込みにおいては料金の改定を行わずとも経営の維持を図ることが可能なため、料金の改定は行いません。また、これまで実施してきた使用水量5m<sup>3</sup>以下の料金軽減制度を今回の改定から料金制度に組み込んでいくことに決定しました。

### 工業用の水道料金について

工業用料金については、工業用原水の供給が廃止となり、浄水の供給となるため、基本料金を一本化し、新たな超過料金を設定することにより、利用しやすい環境を整えました。

## 新旧料金比較表

### 家事用【水量10m<sup>3</sup>】

基本料金		超過料金	
旧	新	旧	新
2,200円	2,200円※	~20m <sup>3</sup> 220円 20m <sup>3</sup> ~ 209円	~20m <sup>3</sup> 220円 20m <sup>3</sup> ~ 209円

※使用水量が5m<sup>3</sup>以下の場合1,760円

### 工業用

水量	基本料金		超過料金	
	旧	新	旧	新
100m <sup>3</sup>	20,951円	20,951円	188円	188円
1,000m <sup>3</sup>	188,571円	/	156円	154円
3,000m <sup>3</sup>	498,666円		73円	72円
6,000m <sup>3</sup>	712,381円		42円	41円
10,000m <sup>3</sup>				39円(27円)※
15,000m <sup>3</sup>			36円(25円)※	
21,000m <sup>3</sup>			34円(23円)※	

※新設された超過料金において経過措置として  
( )内の料金を令和6年3月31日まで適用する。

### 原水供給用

水量	基本料金		超過料金	
	旧	新	旧	新
100m <sup>3</sup>	2,724円	2,724円	31円	31円
9,000m <sup>3</sup>	247,237円	/		
18,000m <sup>3</sup>	474,571円			
27,000m <sup>3</sup>	701,904円			

### 業務用【水量20m<sup>3</sup>】

基本料金		超過料金	
旧	新	旧	新
4,735円	4,735円	262円	262円

### 公衆浴場用【水量100m<sup>3</sup>】

基本料金		超過料金	
旧	新	旧	新
16,448円	16,448円	188円	188円

### 病院用【水量400m<sup>3</sup>】

基本料金		超過料金	
旧	新	旧	新
58,666円	58,666円	230円	230円

### 営農用【水量50m<sup>3</sup>】

基本料金		超過料金	
旧	新	旧	新
6,704円	6,704円	115円	115円

### 私設消火栓用【1回30分】

基本料金	
旧	新
2,724円	2,724円

### 問い合わせ先

建設課水道係21番窓口 ☎77-8389

## 《陸・海・空自衛隊 令和4年度募集のご案内》

募集種目	応募資格	受付期間	試験期日(1次)
自衛官候補生(男女)	18歳以上 33歳未満	年間を通じて行っています	①令和4年1月25日(火)~ 28日(金)の指定する1日 ②令和4年2月11日(金) 美幌
高等工科学校生徒	一般 17歳未満の中卒 (見込含)男子	令和4年1月14日(金)まで	令和4年1月22日(土)

問い合わせ先 自衛隊帯広地方協力本部北見地域事務所 ☎0157-23-6826

# コミュニティバス「花バス」 運行開始！



現在インターネットで公開中！町のHPをご覧ください

町内を走り出したコミュニティバス「花バス」。可愛いデザインは津別町が誇るアーティスト大西成さんによるものです。コミュニティバスは、今まで市街地を巡回するバスが無かったため、新たに町が主体となり行われた事業です。さらに、タクシーの利用助成も始まりました。

津別町の公共交通の最新情報を、乗り心地も含めてお伝えします。



この番組は、津別町の今を映像で定期的に発信(月1回)することで、町民の町づくりへの参加促進、移住・定住の促進、ふるさと納税の拡大を図り、町づくりの記録を残すことで、10年後20年後の町民への財産とします。完成した映像は、町のWebサイトや道東テレビ、YouTube等で公開いたします。また、さんさん館、津別病院、道の駅あいおいに設置された「デジタルサイネージ(映像看板)」でも視聴することができます。※タウンニュースつべつは、ふるさと納税の寄附金により制作しています。

毎月末日  
ごろ更新

《取材希望企業・飲食店・生産者募集!! 詳しくは役場住民企画課まで》

問い合わせ先 住民企画課 企画係14番窓口 ☎77-8374

# 介護保険の認定者も障がい者控除を受けられます

## 障がい者控除とは

本人または扶養親族が障がい者に該当する場合、確定申告などにより障がい者控除として所得税や住民税の所得控除を受けることができます。

## 障がい者控除対象者認定書について

障がい者控除の対象となる方は、身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けている方ですが、手帳の交付を受けられない方でも、要支援・要介護認定を受けている65歳以上の方で「**身体障がいまたは認知症の状態が障がい者に準ずると町長が認定した方**」には、申告をすることで障がい者控除を受けることができる「障がい者控除対象者認定書」を交付します。

この障がい者控除の適用を受けようとする場合には、介護保険の主治医意見書などの要介護認定資料の記載内容を確認しますので、保健福祉課介護保険係へ申請してください。

※要介護認定を受けている方でも障がい者控除の対象にならない場合があります。また、本人および扶養親族の所得税や住民税が非課税の場合は、該当なりません。

※介護認定の判定区分に変更が生じた場合には、再度申請が必要となります。

認定内容		認定基準
障がい者 控除対象者	知的障がい者(軽度・中度)に準ずる	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅱ」に該当
	身体障がい者(3級6級)に準ずる	障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が「A」に該当する
特別障がい者 控除対象者	知的障がい者(重度)に準ずる	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅲ」から「M」に該当
	身体障がい者(1級・2級)に準ずる	障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が「B」および「C」に該当する

問い合わせ先 保健福祉課介護保険係5番窓口 ☎77-8382